

議 案 目 録

- 報告第17号 専決処分の報告について「損害賠償について」
- 報告第18号 専決処分の報告について「損害賠償について」
- 報告第19号 専決処分の報告について「損害賠償について」
- 報告第20号 専決処分の報告について「損害賠償について」
- 報告第21号 専決処分の承認を求めることについて「下妻市印鑑条例の一部改正について」
- 議案第63号 令和5年度下妻市一般会計補正予算（第6号）について

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月21日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

道路管理における事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

裁決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月22日

下妻市長 菊池 博

損害賠償について

- | | |
|----------|--|
| 1 件 名 | 道路管理における損害賠償 |
| 2 事故発生日時 | 令和5年9月29日（金） 午後8時00分頃 |
| 3 事故発生場所 | 下妻市平方地内 |
| 4 事故発生状況 | 相手方が市道1066号線を自動車で走行中、道路に生じていた穴に落ち、右側前輪のタイヤが損傷した。 |
| 5 示談の内容 | 相手方車両の修理費について、市が30%支払うことで示談する。 |
| 6 賠償支払額 | 3,900円 |

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月21日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

除草作業中の事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

裁決第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月29日

下妻市長 菊池 博

損害賠償について

- | | |
|----------|---|
| 1 件 名 | 除草作業中の事故による損害賠償 |
| 2 事故発生日時 | 令和5年9月6日（水） 午後1時30分頃 |
| 3 事故発生場所 | 下妻市堀籠地内 |
| 4 事故発生状況 | 市道3378号線で行っていた除草作業中に、刈払機で飛ばした石が信号待ちをしていた相手方車両に当たり、後方バンパーを損傷させた。 |
| 5 示談の内容 | 相手方車両の修理費等について、市が100%支払うことで示談する。 |
| 6 賠償支払額 | 90,200円 |

報告第19号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月21日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

除草作業中の事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

裁決第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月29日

下妻市長 菊池 博

損害賠償について

- | | |
|----------|--|
| 1 件 名 | 除草作業中の事故による損害賠償 |
| 2 事故発生日時 | 令和5年9月29日（金） 午前10時00分頃 |
| 3 事故発生場所 | 下妻市下妻戊地内 |
| 4 事故発生状況 | 市道3323号線で行っていた除草作業中に、刈払機で飛ばした石が自宅に駐車していた相手方車両に当たり、左側後部のガラス及びボディを破損させた。 |
| 5 示談の内容 | 相手方車両の修理費について、市が100%支払うことで示談する。 |
| 6 賠償支払額 | 159,533円 |

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月21日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

市有車の接触事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

裁決第11号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年12月8日

下妻市長 菊池 博

損害賠償について

- | | |
|----------|--|
| 1 件 名 | 接触事故による損害賠償 |
| 2 事故発生日時 | 令和5年11月27日（月） 午前9時25分頃 |
| 3 事故発生場所 | 下妻市北大宝地内 |
| 4 事故発生状況 | 市有車が三差路を左折しようとした際に、左側から走行してきた相手方車両の右前部と市有車の左前部が接触した。 |
| 5 示談の内容 | 相手方の損害額について、市が100%支払うことで示談する。 |
| 6 賠償支払額 | 328,000円 |

報告第21号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下妻市印鑑条例の一部改正について別記のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年12月21日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正に伴い、コンビニエンスストア等に設置の多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を受ける方法に、従来のマイナンバーカードを用いる方法に加え、電子証明書が搭載されたスマートフォン（移動端末設備）を用いる方法を追加することとする下妻市印鑑条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものである。

裁決第12号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和5年12月11日

下妻市長 菊池 博

下妻市印鑑条例の一部を改正する条例（別記）

下妻市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

この条例は、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分する。

令和5年12月11日

下妻市長

下妻市条例第16号

下妻市印鑑条例の一部を改正する条例

下妻市印鑑条例（昭和57年下妻市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを利用することにより、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。）で印鑑登録証明書の」を「多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その」に改める。

付 則

この条例は、令和5年12月20日から施行する。

下妻市印鑑条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを利用することにより、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。)</u>で印鑑登録証明書の</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">交付を受けることができる。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。)</u>に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、<u>印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p>

令和 5 年度

下妻市補正予算書

一 般 会 計

目 次

一般会計補正予算	17
補正予算に関する説明書	
一般会計事項別明細書	
総括	19
歳入	21
歳出	22
補正予算給与費明細書	23

議案第63号

令和5年度下妻市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度下妻市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260,789千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,573,541千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月21日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入 款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		2,899,096	258,221	3,157,317
	2. 国庫補助金	643,034	258,221	901,255
19. 繰越金		678,520	2,568	681,088
	1. 繰越金	678,520	2,568	681,088
歳入合計		19,312,752	260,789	19,573,541

(単位 千円)

歳出 款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		6,744,674	258,221	7,002,895
	1. 社会福祉費	3,686,616	258,221	3,944,837
9. 消防費		775,675	2,568	778,243
	1. 消防費	775,675	2,568	778,243
歳出合計		19,312,752	260,789	19,573,541

下 妻 市 一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第6号）

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 市 税	5,818,828		5,818,828	29.7
2. 地 方 譲 与 税	239,560		239,560	1.2
3. 利 子 割 交 付 金	2,350		2,350	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	32,110		32,110	0.2
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,128		21,128	0.1
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	111,000		111,000	0.6
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,099,696		1,099,696	5.6
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	14,000		14,000	0.1
9. 地 方 特 例 交 付 金	36,000		36,000	0.2
10. 地 方 交 付 税	3,200,000		3,200,000	16.3
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,423		3,423	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	82,725		82,725	0.4
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	125,403		125,403	0.6
14. 国 庫 支 出 金	2,899,096	258,221	3,157,317	16.1
15. 県 支 出 金	1,421,717		1,421,717	7.3
16. 財 産 収 入	15,225		15,225	0.1
17. 寄 附 金	705,431		705,431	3.6
18. 繰 入 金	1,530,402		1,530,402	7.8
19. 繰 越 金	678,520	2,568	681,088	3.5
20. 諸 収 入	460,238		460,238	2.4
21. 市 債	815,900		815,900	4.2
歳 入 合 計	19,312,752	260,789	19,573,541	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 議会費	199,893		199,893	1.0
2. 総務費	3,413,586		3,413,586	17.5
3. 民生費	6,744,674	258,221	7,002,895	35.8
4. 衛生費	1,507,329		1,507,329	7.7
5. 労働費	27,066		27,066	0.1
6. 農業費	760,005		760,005	3.9
7. 商工費	261,586		261,586	1.3
8. 土木費	1,687,738		1,687,738	8.6
9. 消防費	775,675	2,568	778,243	4.0
10. 教育費	2,060,514		2,060,514	10.5
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,844,681		1,844,681	9.4
13. 予備費	30,000		30,000	0.2
歳出合計	19,312,752	260,789	19,573,541	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
258,221			
			2,568
258,221			2,568

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	291,564	258,221	549,785
計	643,034	258,221	901,255

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	678,520	2,568	681,088
--------	---------	-------	---------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 総務管理費補助金	258,221	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

1. 前年度繰越金	2,568	前年度繰越金増
-----------	-------	---------

3. 歳出
(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 社会福祉 総務費	691,546	258,221	949,767	258,221		
計	3,686,616	258,221	3,944,837	258,221		

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

5. 防災費	75,163	2,568	77,731			
計	775,675	2,568	778,243			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
	1. 報酬	1,144	07 低所得世帯支援給付金事業(追加分) 258,221
			1 報酬 1,144
	3. 職員手当等	1,575	会計年度任用職員報酬 2人分
			3 職員手当等 1,575
	4. 共済費	135	時間外勤務手当
			4 共済費 135
	8. 旅費	26	社会保険料
			雇用保険料 10
	10. 需用費	825	共済組合負担金(短期) 47
			8 旅費 26
	11. 役務費	1,428	会計年度任用職員費用弁償(通勤費)
			10 需用費 825
	12. 委託料	1,047	消耗品費 710
			印刷製本費 115
	13. 使用料及び賃借料	41	11 役務費 1,428
			郵便料 1,032
			手数料 396
	19. 扶助費	252,000	12 委託料 1,047
			システム構築委託料 440
			封入封緘等業務委託料 607
			13 使用料及び賃借料 41
			事務用機器使用料
			19 扶助費 252,000
			低所得世帯支援給付金(追加分)

2,568	14. 工事請負費	2,568	02 空家等対策経費 2,568
			14 工事請負費 2,568
			危険空家除却工事
2,568			

(1)補正予算給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(273) 290	506,525	1,135,275	706,546
補 正 前	(271) 290	505,381	1,135,275	704,971
比 較	(2) 0	1,144	0	1,575

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時間外勤務手当
	補 正 後	14,497	148	33,766	74,708
	補 正 前	14,497	148	33,766	73,133
	比 較	0	0	0	1,575

(単位 千円)

費 計	共 済 費	合 計	備 考
			(退職手当負担金)
2,348,346	464,815	2,813,161	157,754
2,345,627	464,680	2,810,307	157,754
2,719	135	2,854	0

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
338,963	207,830	19,917	48	15,193	1,476
338,963	207,830	19,917	48	15,193	1,476
0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(3) 290		1,135,275	615,985
補 正 前	(3) 290		1,135,275	614,410
比 較	(0) 0		0	1,575

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	14,497	148	33,766	74,708
	補 正 前	14,497	148	33,766	73,133
	比 較	0	0	0	1,575

()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(270)	506,525		90,561
補 正 前	(268)	505,381		90,561
比 較	(2)	1,144		0

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後				
	補 正 前				
	比 較				

()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳
給 料	0	給与改定に伴う増減分
		昇給に伴う増加分
		その他の増減分
職 員 手 当	1,575	制度改正に伴う増減分
		その他の増減分

(単位 千円)

費 計	共 済 費	合 計	備 考
			(退 職 手 当 負 担 金)
1,751,260	355,544	2,106,804	157,754
1,749,685	355,544	2,105,229	157,754
1,575	0	1,575	0

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
248,402	207,830	19,917	48	15,193	1,476
248,402	207,830	19,917	48	15,193	1,476
0	0	0	0	0	0

(単位 千円)

費 計	共 済 費	合 計	備 考
			(退 職 手 当 負 担 金)
597,086	109,271	706,357	
595,942	109,136	705,078	
1,144	135	1,279	

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
90,561					
90,561					
0					

(単位 千円)

説 明	備 考
給料の改定率 %	
平均昇給率 %	